

当地に在留・滞在している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年4月23日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 4/23

- 4月22日、イスラエル保健省は行動制限を含む追加の感染防止措置を発表しました。同措置のうち、邦人の皆様の生活に大きく影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。
- 今後も措置の追加や変更が行われる可能性が考えられます。既に実施されている措置の詳細の確認とともに、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

(新たな措置の主な内容：イスラエル保健省発表)

- 1 独立記念日に関する規則
 - ・ 4月28日17時から翌20時まで、居所のある地区内で、医薬品や必要不可欠な物品の調達、及び死活的なサービスの利用目的でのみ外出することができる。また、居所のある地区内で医薬品調達等の死活的なサービスの利用ができない場合、最も至近の地区への外出は可能。
 - ・ 同期間中、公共交通機関の運行は中止。
 - ・ 同期間中、食料調達のための外出は許可されない。居所近隣での息抜き及び運動のための外出は可能（これまでの規制に従うこと）。
- 2 ラマダン月に関する規則
 - ・ 4月23日（木）から5月3日（日）までの期間、居住者の大半がイスラム教徒の地域及びエルサレムの特定の地域において、18時から翌日3時まで、薬局を除いて大衆を入店させる業態での店舗は営業できない。配達サービスを提供することは可能。

(追加措置掲載 URL)

保健省発表

<https://t.me/MOHreport/4154>

首相府プレスリリース

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_regulationscorona220420

【参考情報】

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

<https://t.me/s/MOHreport>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>